

令和元年6月1日

お客様各位

笠岡信用組合

### 休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を令和2年6月1日(※)までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、笠岡信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

(※)法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

#### 公告中断についての追加公告

1. 公告中断日時

令和元年6月1日(土曜日) 午前0:00から

令和元年6月3日(月曜日) 午前11:00まで

2. 公告中断理由

調査機関に提出した公告ファイルと異なる公告ファイル(一部表現の変更)を掲載した為、公告の中断が発生

以上